

## 議案第52号

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

富士見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有す  
る者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた  
もの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。